

第 17 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 6 日 午前 8 時 59 分～午前 9 時 48 分

場 所 東庁舎 3 階 301 会議室

出 欠 者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準法第 6 条
の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

欠席委員（1 名）

13 番	下川 隆稔
------	-------

出席事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午前 8 時 59 分 開会

○議 長

皆さんおはようございます。（おはようございます）本日はですね、早朝よりご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 17 回の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は 13 番の下川隆稔委員が欠席でございます。それから都合により 3 番の吉武委員、14 番の成清委員が少し遅れられるということです。本日はこの後研修会に出向くということで、今から注意事項を申し上げます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いしまして、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願い致します。

本日は報告事項が 2 件、議案が 8 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。3 番の吉武正悟委員と 4 番の鶴田清委員にお

それでは早速、報告事項に入ります。１号から２号続けて事務局の説明をお願いします。

はい、議案書の 1 ページをお願いいたします。

農地法３条で貸借されておりました農地の合意解約です。第１項を説明いたします。

第１項、所在長浜、地目田４筆、面積計 1,979 ㎡、解約事由は転用と耕作不能のためでございます。転用については、１７ページの第１項でご説明を行います。借人の〇〇〇〇さんは現在、糸島市の方に住所がありまして、息子さんが耕作されていたのですが、現在は出来ない状況となっておりますため解約となっております。

続きまして、議案書の２ページをお願いいたします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項のみ説明します。第1項、所在、島田、地目田1筆、面積2,531㎡、解約事由は売買のためでございます。こちらについてはですね、6ページの中間管理の特例売買ということであがってきます。説明は以上でございます。

これで報告事項を終わります。次に、議案第 1 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

4 ページをお願いします。

議案第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、_____さん、住所、大字江口、経営形態、米・麦・大豆・トマト、面積 2002.8a、農業労働力が計3名でございます。大字島田の田約 2,500 m²を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる 117a 以上の経営面積の要件、青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなど要件を満たしております。また、認定農業者でございます。説明は以上です。

○議 長

議案第1号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号を提案いたします。本日は3件でございます。第1項につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局

5 ページになります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在井田、地目田1筆、面積 6,888 m²、渡人が大字井田の_____さん、受人が八女市黒木町の_____さん、利用目的は葡萄、売買価格は総額_____円、引渡しは令和6年11月30日でございます。受人の_____さんは令和6年10月にあっせん登録をされております。説明は以上です。

○議 長

第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

城戸委員どうぞ。

○委 員（11番）

11番の城戸です。こっちの方でも_____さんは作りよちゃっと。

○委 員（4番）

いやー、違うでしょ。持たんでしょ。

○事務局

先月、あっせん登録の時に出了た案件でして、今回、所有権移転売買の議案としてあがってきてるんですけど、今は使われてなくて、吉武委員が言よっちゃったばってん、ハウスがあって、元々撤去をする予定だったがやめて、自分が引き取るみたいな形でせらしやった分です。

○委 員（４番）

何を作るか。

○事務局

葡萄です。

○委 員（４番）

葡萄ですたいね。

○事務局

水が入ってくると聞いてたんで、自分で何らかの整備をしたいという話は出てきております。

○委 員（４番）

それもまた、客土で埋めるには何か手続きせやんとですよ。

○事務局

どの程度、せらしやるかにもよるかもしれんですね。

○委 員（１１番）

田にはされんやったやろう。

○委 員（４番）

２反。２反括りやったですよ。

○事務局

どれくらいされるかによるですね。基本的に 1,000 m²以上は県も許可がいるんですね。

○委 員（４番）

一回で、でけんでしょ。

○議 長

よかですかね。運用で以前ですね。私が推進委員の時に面積を少なくしてやるとい

うような方法もあるというようなことで、推進委員の時に委員会の時に話があったんですよ。今、補佐が言われたように基本的には、やっぱり 10a 以上についてはですね、耕作は一時禁止しますからですね、やっぱりきちんと農地法ではですね受けるようになってますからね。

○事務局

ここは元々ハウスがあったところでしょ。元、作ってあった分があるけんそこまで改良が必要やかと思うとばってん。

農地改良の件ですね。田んぼから畑にして上げてというのは、先ほど会長が言われたように、1,000 m²以上はですね、県の許可があるので今はですね、なので、10a 未満だったら届出でいいんですけど。じゃ何回もするか、面積もちょっと広いからですね、全部、触らっしゃるなら県の許可が必要になります。それをどんなふうにされるか、局長の言ったとおりなんで、ご相談があった時に、綺麗にするために、水も上がるからということで、50 cm 上げるなら農地改良が必要で、一時転用の期間、移転が 11 月からですから、それ以降、11 月から年明けに 3 か月ぐらいでしますよと言われるんだったら、農地改良でですね、出てくるんじゃないかなというふうに思います。今のところ相談はないので。

○委 員（4 番）

何をするとか。埋めるとか。

○事務局

埋めるとか。ないからですね。

○議 長

この方の_____さんに所有権を移転するということだからですね。前回、あっせん名簿の登録の申請の際に家族労働で 6 人おられて、後継者もいらっしゃる。6 人でされるということだからですね。所有権移転については問題ないと思いますから、農地改良の造成とかそういうことになってきたら、きちんとした 10a 以上なった場合は許可を受けてもらわないと、一時転用のですね。その辺はお願いしときますね。

○事務局

はい。わかりました。

○委 員（1 番）

八女から作りに来られるんですか。ここまで。井田まで。

○事務局

そういうことです。

○議 長

この間ですね、トマトのハウスとかですね、トマトとキュウリと葡萄だったですね。全く素人じゃない、果樹栽培もですね。

○事務局

_____さんやったですよ。

○委 員（3番）

その前に一つよかですかね。今のことで後継者と話はしたんですが。葡萄ち言うた場合に勿論話されたと思いますが、ヘリ防除とかするでしょうが。それとブームとか15mばかり一度にかけていくけん、風向き次第では葡萄にかかるわけですよ。7月から8月ぐらいちいうか、そういう問題はどう思っちゃかち思ってますね。キュウリかなんかやったらその瞬間閉めて、開けるとかいうのがありますが、葡萄やったら全部包んじやなかでしよ。

○委 員（4番）

7月ちいうならサイドば落したり、上だけかけて換気ば良くせやんめいけんが、そっけん、開けっぱなしですよ、サイドは。

○委 員（3番）

いや、それで、もし作業が、作物ば撤退する感じになった場合に、後は水位を高めるためにブロックをついだりすると、周りの作業がいろいろやりにくいところもあるんで、地元は心配しておりました。

○委 員（4番）

ですよ。農薬とか全然仕様が違うけんですよ。ドリフトとか葡萄もまた暑かならサイドは開けっ放しやけんですよ。稲とかにドリフトしたりとかする可能性はあるけんですよ。

○委 員（3番）

4月は葡萄は。出荷は。

○委 員（4番）

たぶんこっちでするなら、どげん作型にするかばってん、彼は夕方早く出しよるけんが、黒木で早く出しよるけん、早く出すち考えとるならですよ。筑後の方が温かけ

んが暖房焚いて、そういう感覚なら4月の終わり頃なら分かんばってんね。

○委員（3番）

そげんなると、麦の防除もするですたい。そこら辺はいろいろ考えてしよっちゃつち思いますが。地元としてですね。その辺を心配しよりました。

○委員（4番）

そういうのの対策ちどげんなるのですかね。一番最初に念書とか書いて貰わやんごとなるとですかね。

○議長

地域計画の兼ね合いもあろうしですね、周辺農地の所有者が同意しなければ正直言って所有権移転は無理ということになり兼ねないからですね。第6号になりますかね。周辺地域との調和要件というがありますから。これはそうしたら、やはり周辺の農事組合法人の承諾書といいますかね、そういうのを取っておいた方がいいと思いますから。

○事務局

よろしいですか。この所有権移転に関しましては、間にJAさんが入ってらっしゃいますので。JAさんの方にもきちんとその旨お話をしたいと思います。

○委員（3番）

周りの井上、井田上、井田下3集落に跨っているわけですよ。風向かいとかいろいろで。3集落との話し合いを念書というか取って貰うといいと思います。

○議長

では、そういうことで。地域計画の関係からJAさんとも話してですね。

○事務局

きちんと話をしてもらって、お互いですね。こういうことでと了解してもらわないとですね。それぞれに影響があるといけませんので、そういう形で進めさせていただきたいと。

○議長

この所有権の移転ですね、中間管理を通したのでなくて、相対ということだからですね、やはりきちんとしておいた方がいいと思います。よろしくお願いします。

それではよろしいでしょうか。

○委員（11番）

備考の所に_____ち載っとるでしょが。これ関係あつとですか。

○事務局

_____が入っているのは、前の地権者の関係ですので、城戸委員、これは前の地権者の関係で_____が入っているので、今回の受人との関係はないです。備考で書くべきかどうか、前から書いていたのかもしれないんですけど、必ずしも必要な事項ではないかと。

○議長

第1項について、他になにか。質問も無いようでございますのでJAさんを通して集落の関係については、承諾書の形で了解を取っていただくということでよろしいですか。

○委員(3番) はい。

○委員(4番) はい。

○委員(11番) はい。

【質問なし】

第1項について採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○議長

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在井田、地目田1筆、面積736㎡、渡人が大字井田の_____さん、受人が八女市黒木町の_____さん、利用目的、葡萄、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年11月30日でございます。受人の_____さんは先ほどと同様、先月あっせん登録をされております。説明は以上です。

○議長

それではですね。第2項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

○議 長

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします

○事務局

6ページをお願いいたします。

第3項、所在島田、地目田1筆、面積2,531㎡、渡人、大川市の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年11月25日です。こちらの農地は推進機構へ一旦、所有権が移転し約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には議案としてあがって参ります。こちらの案件は、今日あっせん登録しました、_____さんが購入予定となっております。説明は以上です。

○議 長

それでは、第3項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○議 長

次に、議案第3号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
でございます。

こちら8ページございますが、第1項をご説明いたします。権利種別が貸借権設定、第1項、所在大字水田、地目田2筆、面積2,181㎡、利用権は期間借（裏）、貸人、大字水田の_____さん、借人、大字上北島の_____さん、利用目的が麦、借賃は耕起、期間は5年でございます。続きまして、集計の説明をいたします。9ページをお願い

します。左上の総計です。田 6 件、面積 20,207 m²、畑 1 件、面積 721 m²、合計 7 件、面積 20,928 m²、新規・再設定別では新規 4 件、再設定 3 件、通年・期間借地の別では通年が 6 件、期間借地 1 件、小作料納入別では金納 6 件、耕起代掻 1 件でございます。右側の貸借期間別です。3 年が 3 件、5 年が 1 件、10 年が 3 件となっております。説明は以上です。

○議 長

それでは、議案第 3 号につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 3 号について承認することと賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第 4 号基盤法による利用権設定ということで事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 10 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

こちらは、12 ページまでございますが、第 1 項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在中牟田、折地、古島、地目田 6 筆、面積計 13,853 m²、利用権は賃貸借と期間借。貸人、大川市の _____ さん、借人、大字江口の _____ さん、上から 5 筆までが利用目的、米・麦・大豆、借賃は反当り、_____ 円、期間は 10 年でございます。一番下の 1 筆が利用目的は麦、借賃、耕起、期間は 10 年間となっております。

続きまして、集計です。議案書の 13 ページをお願いします。左上の総計です。田 5 件、面積 23,784 m²、畑 2 件、面積 3,637 m²、合計 7 件、面積 27,421 m²、新規再設定別、新規 5 件、再設定 2 件、通年借地の別では通年 5 件、期間借地 2 件、小作料納入別では、金納 4 件、耕起代掻 2 件、使用貸借 1 件となっております。右の貸借期間別、5 年が 3 件、10 年が 3 件、20 年が 1 件となっております。説明は以上です。

○議 長

議案第４号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第４号について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第５号農地法第３条について提案いたします。本日は４件でございます。第１項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。１４ページをお願いします。

議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請について でございます。

第１項、契約、売買、所在前津、地目現況樹園地２筆、面積計４８７㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人が大字前津の_____さん、申請事由は規模縮小ため、作物はお茶です。売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

８番の中村です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第１項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第１項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第２項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在久恵、地目田1筆、面積668㎡、渡人は北九州市の_____さん、受人は八女市の_____さん、申請事由は甥の子_____さんへの贈与でございます。作物は米・麦・大豆でございます。受人は46歳で、認定農業者で菊を作ってらっしゃると伺っております説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

7番の溝口です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

○議長

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

こちらも第2項の関連です。第3項、契約、贈与、所在久恵、地目畑1筆、面積688㎡、渡人が福岡市の_____さん、受人が八女市の_____さん、申請事由は同じく甥の子、_____さんへの贈与でございます。作物は菊でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

7番の溝口です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、贈与、所在上北島、地目田1筆、畑2筆、面積計405㎡、渡人、福岡市の_____さん、受人、大字上北島の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は玉ねぎ、WC S、里芋、白菜、ほうれん草でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2番の富安です。第4項につきましては、事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第6号農地法第4条の転用について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書15ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

第1項、所在熊野、地目畑2筆、面積合計1,148㎡、申請人は熊野の_____さん、申請事由は、貸資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。県道の_____です。_____の信号から北西に約_____mの農地で10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続で、貸す相手が右下の_____さんに貸されるということで。許可可能ということになります。賃貸借の期間は10年間、賃料は月額_____円の予定でございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第6号について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○議 長

議案第7号農地法第5条の変更について提案いたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

議案書16ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在長浜、地目田1筆、面積2,085㎡の内785.461㎡、貸人、長浜の_____さん、借人、長浜の_____さん、申請事由は仮設道路で期間延長。_____に係る造成工事が資材高騰及び天候が高温になったため延長になり、これに伴い一時転用期間を延長するということでございます。地図の2

ページをご覧ください。_____の南側、道路からの出入口の仮設道路になります。

上の赤い所が_____の所でございます。こちらは期間を令和7年の2月28日まで延長するということでの変更でございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の岡本です。今、事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第8号農地法第5条について提案いたします。本日は5件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書17ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、契約、贈与、所在長浜、地目田3筆、面積合計407.69㎡、渡人、鶴田の_____さん、受人、八女市の_____さん、親子になられます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。_____から行くと南の方。_____から南へ_____mの所、南側に農地が広がりますので、第1種農地、北側にアパート出来てきましたので、集落接続により許可可能というふうになります。細長いやつが左の下に繋がっていますが、こちらの方は排水につきまして、道路側溝がないということで西側の水路に排水するためパイプを埋設されて、そちらの方へ流されるということでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の岡本です。今、事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積255㎡、渡人、蔵数の____さん、受人、蔵数の____さん、申請事由は資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。____の____通り、____の南側の農地で、用途地域が令和6年5月31日になりまして原則許可になります。____さんは____で現在、東側に自宅を建設中になってるところでございます。土地代ですが____円、坪単価____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。今、事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、溝口、地目、田4筆、面積合計 6,601 m²、渡人、溝口の____さん、同じく溝口の____さん、同じく溝口の____さん、八女市の____さん、受人、溝口の____さんです。申請事由は物流倉庫建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページ右側の所です。大きい広い所でございます。____の____から東へ____mの所で北側に農地の広がりがありますので第1種農地ですが、県道____がありますので、沿道サービスは許可可能となっておりますのでございます。土地の金額は総額の____円坪単価の____円。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書18ページをご覧ください。第4項、契約、賃貸借、所在溝口、地目田1筆、面積1,049 m²、貸人、久留米市の____さん、愛知県の____さん、大阪市の____さん、それぞれ持ち分3分の1ずつ、借人、西牟田の____さん、申請事由は一時転用で、____さんが建設予定の物流倉庫の資材置場となっております。場所の確認をお願いします。同じく5ページの西側の隣接の所でございます。こちらも第1種農地、

代替地がないため許可可能となっております。尚、一時転用の期間は令和6年12月10日から1年間となっております。賃借料は月額_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただ今の事務局の説明のとおりで、_____の物流倉庫を建てるための資材置場ということです。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、使用貸借、所在上北島、地目畑1筆、面積307㎡、貸人、上北島の_____さん、借人、野町の_____さん、親子になられます。申請事由は店舗兼自己住宅で自宅の一部で_____をされる予定でございます。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。_____の西側の農地で、こちらも令和6年5月31日に用途地域に編入された所で第3種農地、原則許可の所でございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2番の富安でございます。第5項については事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第5項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第17回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午前9時 48分 閉会